

中国株厳選ファンド3ヵ月決算型

愛称: 百花繚乱3ヵ月決算型

追加型投信 / 海外 / 株式

[投資信託説明書(交付目論見書) | 2012.4.18]



愛称: 百花繚乱3ヵ月決算型

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年4回	アジア/エマージング	ファミリーファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「中国株厳選ファンド3ヵ月決算型」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年4月17日に関東財務局長に提出しており、平成24年4月18日にその効力が生じております。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

T&Dアセットマネジメント株式会社

設立年月日: 1980年12月19日 資本金: 11億円
(資本金、運用純資産総額は2012年2月末日現在)

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第357号

運用する投資信託財産の合計純資産総額: 1兆2,405億円

<照会先>

電話番号: **03-3434-5544**

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

インターネットホームページ: <http://www.tdasasset.co.jp/>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色



ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。



ファンドの特色

1. 中国経済成長の恩恵を享受することが期待できる企業に投資します。

主たる投資対象は、香港、上海および深センの各金融商品取引所の上場銘柄とします。なお事業・投資活動がグレーターチャイナ地域(中国・香港・台湾)で行われている企業(以下「グレーターチャイナ関連企業」といいます。)であれば、その他(ニューヨーク、ナスダック、ロンドン、台北、シンガポール等)の各市場に上場している銘柄にも投資を行います。

2. 中小型株^(※1)への投資を中心にポートフォリオを構築。

中小型株^(※1)への投資は、原則として株式投資部分^(※2)の70%以上とし40銘柄以上の中小型株に分散投資します。

※1 中小型株：中国本土企業指数及びレッドチップ指数構成銘柄のうち、浮動株ベース時価総額下位一定割合の企業が発行する株式を中小型株とします。平成24年2末日現在は、浮動株ベース時価総額下位1/4の企業が発行する株式、かつ同時価総額で概ね1,329億香港ドル以下の企業を中小型株としていますが、この基準は時価総額上位銘柄の集中度合いなど市場環境に応じて適宜見直しを行います。

※2 株式投資部分は純資産総額と異なります。したがって、当ファンドにおける中小型株の実質組入比率が常時70%を超えるものではありません。

3. マザーファンドの運用は国泰君安アセット(アジア)に委託します。

当ファンドの実質的な運用を行う「中国株厳選マザーファンド」においては、国泰君安資産管理(亞州)有限公司(所在地：香港、以下「国泰君安アセット(アジア)」)ということがあります。)が運用の指図を行います。

銘柄選定にあたっては、企業のリサーチ力で高い評価を得ている国泰君安証券グループの調査力をフルに活用し、定性面・定量面両方からのアプローチによるグレーターチャイナ地域の企業調査を徹底的に行います。

運用にあたっては、現地運用会社のメリットを最大限に活用し、中国におけるマクロ経済、種々の産業における成長トレンド、投資市場の状況を分析した結果に基づき投資行動を行います。

4. 原則として、毎決算時(3ヵ月毎)に収益の分配を行います。

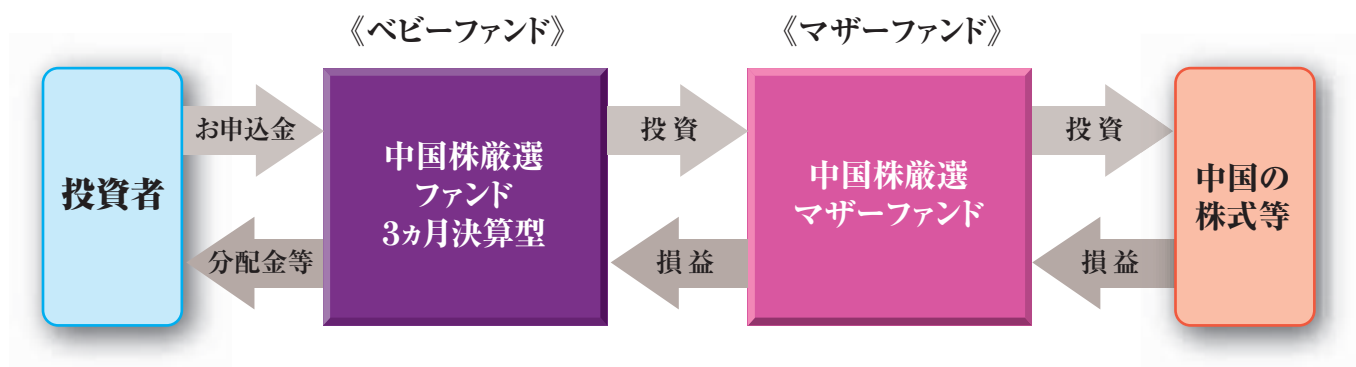
5. 原則として為替ヘッジは行いません。

組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

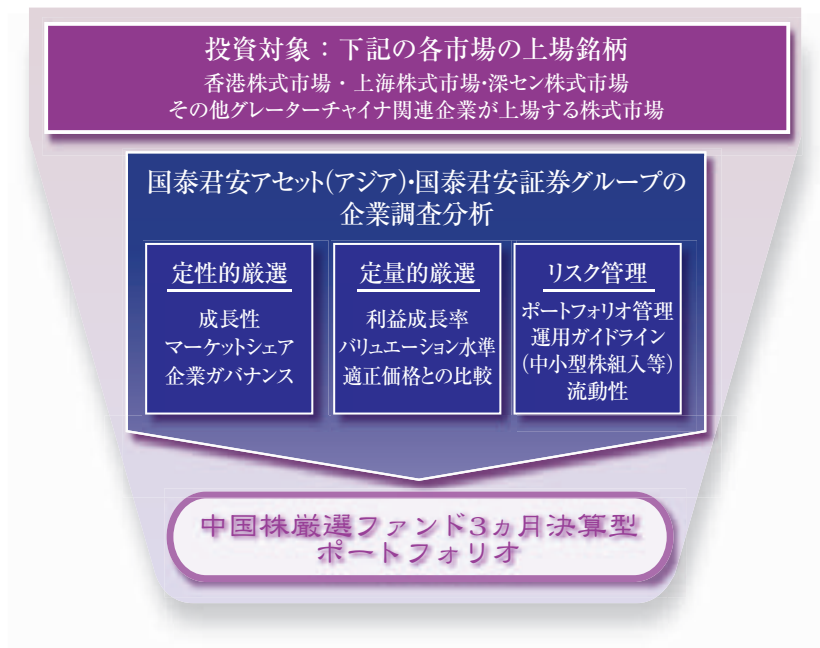
ファンドの仕組み

当ファンドは、中国株厳選マザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



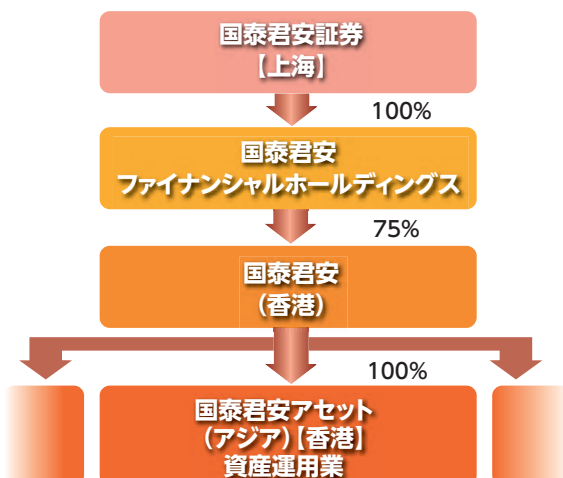
運用プロセス

国泰君安アセット(アジア)において行う運用プロセスは以下の通りです。



※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

国泰君安証券グループについて



※主要な関連会社のみを記載しております。

国泰君安証券【上海】

中国全国に支店を有する中国有数の総合証券会社です。香港、上海、深センにリサーチ部門の拠点を有しており、マクロ経済分析、政策分析別企業分析について高い評価を得ています。また、中国株の中でも日本人を含む外国人に取引を開放しているB株取引に特に強みを持っています。

国泰君安アセット(アジア)【香港】

国泰君安証券(本社：上海)が、海外からの中国株への資金導入を目的として1995年8月に香港に設立した運用子会社。中国有数の「国泰君安」の知名度とグループ会社のリサーチ力、大陸で培った強固なネットワークを活用した中国株式の運用に強みを持っています。

2011年12月末日現在
出所：国泰君安アセット(アジア)

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの使用	有価証券先物取引等は、価格変動リスクの回避等を目的に行います。

分配方針

毎決算時(1、4、7、10月の各17日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスク



基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク	株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制等が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 分配金に関する留意点
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。



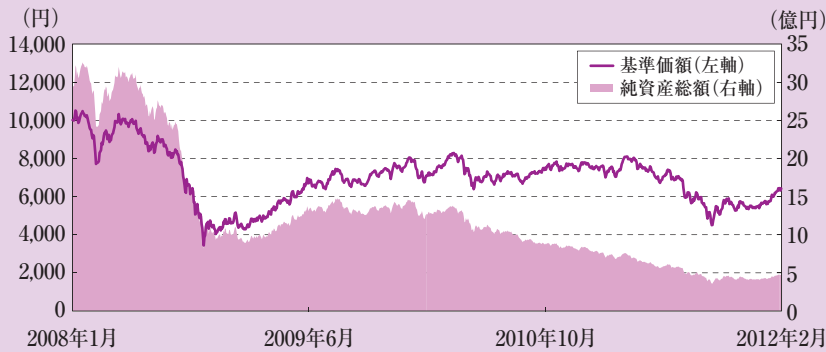
リスクの管理体制

委託会社は、運用委託先の運用体制や運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等の適切性についてモニタリングを行います。また、ファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

運用実績

2012年2月29日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2012年 1月	0円
2011年10月	0円
2011年 7月	0円
2011年 4月	0円
2011年 1月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数 株式 40)	属性	業種	比率
中国工商銀行	ハンセン	銀行	7.3%
レノボ・グループ	レッドチップ	テクノロジー・ハードウェア および機器	5.9%
シェンクァン・ホールディングス・グループ	その他	食品・飲料・タバコ	4.7%
ブリリアンス・チャイナ	レッドチップ	自動車・自動車部品	4.6%
チャイナ・モバイル	ハンセン	電気通信サービス	4.6%
チャイナ・ライフ・インシュランス	ハンセン	保険	4.4%
ピンダ・インターナショナル・ホールディングス	その他	家庭用品・パーソナル用品	4.4%
GCL ポリエナジー	その他	公益事業	4.0%
チャイナ・リソース・セメント	レッドチップ	素材	3.7%
PICCプロパティ&カジュアリティ	H株	保険	3.4%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

●投資比率

株式	90.8%
コール・ローン、その他	9.2%
合計	100.0%

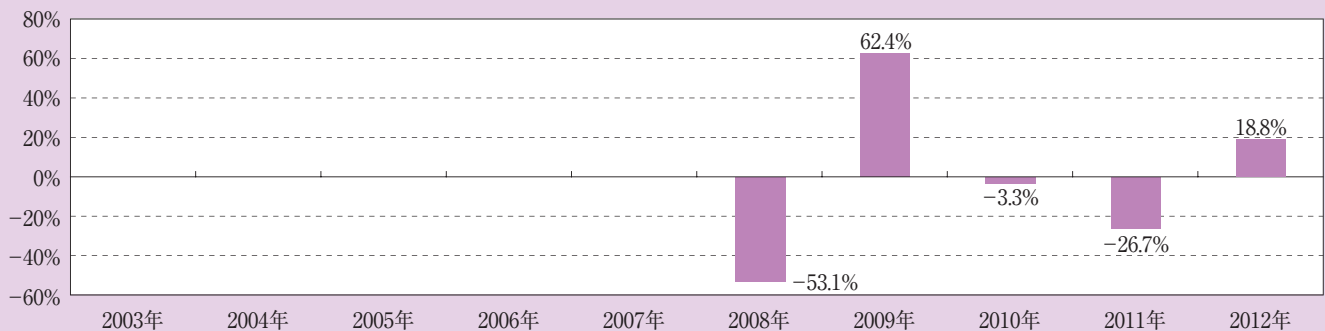
※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

●投資対象別組入比率

市場・属性別		比率	
香港	メイン ボード	ハンセン	19.8%
		H株	19.0%
		レッドチップ	20.7%
		その他	29.7%
	GEM	0.7%	
中国	上海B株	-	
	深センB株	-	
その他市場		1.0%	
投資信託証券		-	

※投資対象別組入比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2008年は設定日(1月31日)から年末まで、2012年は1月から2月末までの騰落率を表示。

◆本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

手続・手数料等



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までには販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	平成24年4月18日から平成25年4月17日まで 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(平成20年1月31日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	1、4、7、10月の各17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	1月および7月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
申込不可日	香港証券取引所が休業日の場合は、販売会社が営業日であっても購入、換金の申込はできません。



ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.15%(税抜3.0%)以内 で販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に 年1.9425%(税抜1.85%) の率を乗じて得た額とします。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。		
	運用管理費用 (信託報酬)の配分	委託会社 販売会社 受託会社	年1.2075% (税抜1.15%) 年0.63% (税抜0.6%) 年0.105% (税抜0.1%)
その他の費用・手数料	【外部委託先報酬】マザーファンドの運用委託先である国泰君安アセット(アジア)が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの日々の純資産総額に、年0.7%の率を乗じて得た額とします。 【監査費用】毎日、ファンドの純資産総額に年0.00735%(税抜0.007%)の率を乗じて得た額とし、ファンドでご負担いただきます。 【その他】組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、組入資産の保管等に要する費用等をファンドでご負担いただきます。これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- 上記は、平成24年2月末日現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。
なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。